

序論

貿易と環境—開発の視点

箭内 彰子・道田 悦代

要約：

アジア経済研究所における「途上国の視点からみた『貿易と環境』問題」研究会の中間報告として、研究会の目的、研究会が焦点を当てた議論などについて整理した。当研究会の目的は、「貿易と環境」をめぐる国内レベル及び国際レベルの政策・措置が途上国の環境保護や途上国の産業発展にどのような影響を与えているのかを把握し、途上国のおかれる状況や主張について検討を加えることである。研究会の焦点は、①「貿易と環境」の議論における途上国の視点を理解すること、②貿易の自由化にともなって生じる環境問題に対して、国際、地域、国、民間それぞれのレベルで導入されてきた対策について検討するとともに、さらにこれらが貿易に与える影響について議論を行うこと、である。加えて、WTOにおける「環境と貿易」問題に関する議論を紹介し、途上国の視点や途上国に対する特別待遇について考察した。

キーワード：

貿易、環境、途上国、MEAs、WTO

はじめに

本報告書は、アジア経済研究所が2011年度から2年間の予定で実施している「途上国の視点からみた『貿易と環境』問題」研究会の中間報告である。当研究会の目的は、「貿易と環境」をめぐる国内レベル及び国際レベルの政策・措置が途上国の環境保護や途上国の産業発展にどのような影響を与えているのかを把握し、途上国のおかれる状況や主張について検討を加えることである。

地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題への対応は喫緊の課題であり、国際、地域、各国、民間といったあらゆるレベルで様々な対策が行われてきた。一方で、国際経済の基盤となっている自由貿易体制を維持・強化する動きが、世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）や各国・地域間の地域貿易協定（regional trade agreement: RTA）などを通じて進んでいる。この二つの動きを統合的に進めるため、環境保護の目的と合

致するように既存の経済体制の修正が図られている。経済成長と環境保護は両立するの
かという疑問もあるが、1992年の国連環境開発会議（The United Nations Conference on
Environment and Development: UNCED、地球サミット）では、自由貿易と環境保護は相反
するものではなく、相互支持的に達成しうるものであるという共通認識が確認されてい
る¹。しかし、「貿易と環境」問題の解決については、一枚の処方箋で済むといった単純
な構造ではない。なぜなら、環境問題が多岐に亘っているほか、関わるステークホルダ
ーも多様で、それぞれの分野で貿易が与える影響が異なるためである。

とりわけ、「貿易と環境」をめぐる議論は、近年、発展途上国の開発という新たな要素
が加わりさらに複雑な様相を呈している。グローバリゼーションや各地で進む経済統合
に伴い、発展途上国では貿易や海外直接投資が増加しており、途上国が「貿易と環境」
問題の当事者となるケースも増えてきている。しかし、ある貿易スキームあるいは環境
スキームが先進国に与える影響は、同じスキームが途上国に与える影響と異なる場合も
多い。このため、特に、国際交渉の場で先進国と途上国の対立が激しく協議が硬直して
しまう場面が多くみられる。例えば、国連気候変動枠組み条約²交渉においては、昨年末
に開催された締約国会議で、2020年からすべての国が参加する新たな法的枠組みに移行
する道筋がついたが、具体的かつ実効的な排出削減策については、先進国の提案に対し
て経済成長を損ないかねないと懸念する途上国の抵抗が強く、交渉は進んでいない。

後述するWTOにおけるマグロ・イルカ論争に代表されるように、各国の環境政策につ
いても、先進国が主導する環境規制導入などが貿易を通じて途上国に影響を与えるため、
途上国から懸念が表明されるケースもある。WTOのドーハ開発アジェンダ（Doha
Development Agenda: DDA）では「貿易と環境」について交渉されているが、環境を目的
とした貿易制限措置をWTOのルールとして明確に認めるかどうか、あるいは自由化の対
象となる環境物品の範囲をめぐって先進国と途上国の間の意見の相違が著しい。さら
には、途上国の間でさえ、近年、発展段階の違いが顕著になってきていることを背景に、
見解を統一することが困難になっている状況である。

環境にかかわる国際交渉においては、もはや先進国だけで合意を形成することはでき
ない。途上国の視点に立って現状を把握し、既存の政策・制度の問題点を明らかにするこ
とは、グローバルな環境改善と開発にむけた適切な対策と予防策を策定するうえで、重
要な課題となっている。環境問題に対しては出来る限り素早い対応が求められており、
交渉の進展を図るためには、途上国の主張を理解し途上国が納得できるような解決方法

¹ 地球サミットで採択されたアジェンダ 21 のイントロダクション（パラ 2.3）に“The international economy should provide a supportive international climate for achieving environment and development goals by: (a) Promoting sustainable development through trade liberalization; (b) Making trade and environment mutually supportive...”とある。

² 気候変動に関する国際連合枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC）、1992年採択、1994年発効。

を模索する必要がある。「貿易と環境」問題をめぐって途上国が直面している問題を正確に把握することは、途上国の主張の背景を理解することにもつながる。このような背景をふまえ、本研究会の第一の焦点は、「貿易と環境」の議論における途上国の視点を理解することにある³。

これまでの「貿易と環境」に関する国際的な議論の焦点をみると、段階的に変化している。1970年代、80年代は、希少動植物の国際的取引を禁止するワシントン条約⁴等に代表されるように、貿易の拡大が環境破壊につながる懸念に対して様々な措置がとられてきた（図1の①）。またRTAにおいても、1994年に発効した北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）の環境への影響に関して、相対的に環境規制が緩い途上国に、汚染集約的な産業が移転しているかどうかという仮説（汚染逃避地仮説）に関心が集まった⁵。

一方、貿易が環境に与える影響を低減するための措置の必要性に加えて、新たな課題として、多国間環境条約（Multilateral Environmental Agreements: MEAs）あるいは各国の環境政策などで規定されている環境保護のための様々な措置が、貿易に影響を与える懸念が活発に議論されはじめている（図1の②）⁶。

そこで、本研究会の二つ目の焦点として、貿易の自由化にともなって生じる環境問題に対して、国際、地域、国、民間それぞれのレベルで導入されてきた対策（図1の①）について検討するとともに、さらにこれらが貿易に与える影響について議論を行う。MEAs等で途上国と先進国の意見が対立する理由に、経済成長への負の影響という懸念がある。とりわけ、途上国では輸出が経済成長の牽引力と考えられているため、貿易に対する影響は途上国の関心が高い分野である。このことから、途上国の視点を理解するために、環境対策が貿易に与える影響についての途上国の見方を検討する。

各章で扱われている分野は、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動管理、森林問題（違法伐採対策）、化学物質規制、食品安全規制、RTAにおける環境条項の6つである。今年度はこれら個別の問題について検討を行ったが、イシュー横断的にみえてきた差異や共通点、そして課題などについては、来年度研究会のなかでさらに検討を加える予定である。

³ 「貿易と環境」問題を途上国の視点に立って考える際、そもそも「途上国」とは何か、「途上国」に含まれる国々はどこなのかが問題となる。しかし、現時点で確立された「途上国」の定義は無い。このため関連する国際レジームが個々に対応しているのが現状である。本報告書では、途上国の具体的な範囲についてはそれぞれの章で定めることとする。

⁴ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora: CITES）、1973年採択、1975年発効。

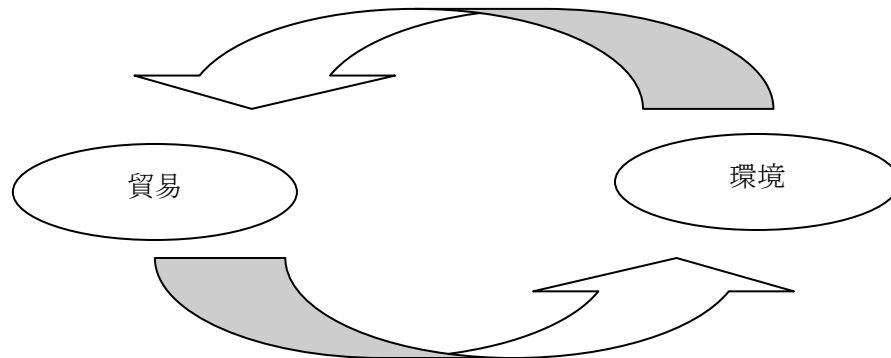
⁵ Grossman and Krueger [1994]や Antweiler, Copeland and Taylor [2001]で、貿易が環境に与えた影響の実証分析が行われたが、汚染逃避地仮説があてはまると報告した研究結果は少数にとどまっている。

⁶ Hakan and Vaughan[1999]と IISD and UNEP[2005]は貿易と環境について包括的に扱っている。

図1 貿易と環境の関係と本書の焦点

②環境政策が貿易に与える影響：

環境保護目的の環境条約、各国・地域の環境規制・製品環境規制・生産工程規制、エコラベルや民間標準などの自主的な環境要件



① 貿易が環境に与える影響：

国際環境条約（MEAs）等で対策が行われてきた。

第1章～第3章は、国際レベルの課題について扱う。MEAsのうち、第1章（高村論文）ではUNFCCCについて、第2章（小島論文）ではバーゼル条約⁷について検討を行う。グローバルな課題に関する議論のなかで、貿易への影響と関連した条約策定の経緯、また途上国に関してどのような議論がなされてきたのかについて考察を行う。第3章（島本論文）が扱う木材貿易に関しては、政治的な困難もあり国際条約が締結されていないが、二国間協定での取り組みが行われている。EUやインドネシアが、認証や基準により合法性が証明された木材を輸入する取組みを進めている一方で、日本や中国での取組みは遅れている。

国レベルでも、貿易・投資自由化が国内環境の劣化を招くことへの懸念に対して、法制度整備など様々な措置がとられている。これらの法制度が途上国経済にマイナスの影響を与える懸念もある。第4章（道田論文）では、近年先進国を中心に導入が進む製品に関するEUのRoHS⁸/REACH⁹指令などの環境規制や要件に関して、途上国を含む他地

⁷ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal）、1989年採択、1992年発効。

⁸ Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment、2003年2月公布、2006年7月施行。電気・電子機器における特定有害物の使用制限に関わる指令。

⁹ Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals、2006年12月採択、2007年6月

域の各国は技術的な貿易障壁となりうることを懸念している。第5章（飯野論文）では、各国・地域の食品安全基準について、WTO等での議論やWTOの衛生植物検疫措置に関する委員会（SPS委員会）が扱う「特定の貿易上の関心事項」の活用状況を詳細に分析し、食品を輸出する際に途上国が直面する課題の抽出を試みている。

自由貿易を推進する手段として二国間・地域間のRTAが急増しているという状況も「貿易と環境」の議論を複雑化している要素の一つである。貿易・投資自由化が環境政策を後退させる懸念が指摘されたことから、従来環境問題を扱ってこなかったRTAが新たに環境条項を組み込むなどの対応がとられてきている。第6章（箭内論文）では、途上国が締結国となっているRTAにおける環境条項について検討を加える。一方で、多様な環境規定が個々のRTAに盛り込まれるようになり、一部の国は、様々なRTAによる異なったレベルの環境コミットメントと種々の環境協力プログラムを管理するという複雑な状況に直面している。

イシュー横断的に考察することによりみえてきたことは、それぞれの分野で、MEAsや二国間協定、国の政策、民間の基準や標準、認証などが相互補完的に、しかし違う役割を担って機能しているということである。例えば木材貿易では、MEAsは締結されていないが、国レベルの取組みと民間標準や認証制度が違法材伐採対策に活用されている。有害廃棄物の越境移動については、国際条約が締結されており、国内法制度も整備されてきているが、リサイクル施設の認証などは今後の課題とされる。温暖化については、国際的な取り組みが存在する一方で、各国の取り組みには大きな差がある。一方、化学物質、食品安全への取組みに関しては、国際的な枠組み、国・地域の規制、そして民間標準がそれぞれ役割を担っている。化学物質分野では、国際的な取り組みが存在し、また各国も国民の健康や安全を担保するため、積極的に国内政策を整備している状況がある。

製品環境規制に関しては、市場規模の大きな国・地域で導入された環境規制が、貿易相手国に対して同様の環境規制を導入するよう促している側面があることが指摘されている（第1章（高村論文）、第4章（道田論文）参照）。これは、*race-to-the-top*（環境規制引き上げ競争）といわれる現象であるが、キャパシティのある途上国とそうでない国々の格差を広げる可能性もあり、このような現状についてもさらに検討を加えていきたい。

民間、その他が提供する標準については、地球温暖化のカーボンフットプリントや、繊維製品の化学物質利用に関するOeko-Tex、食品安全基準であるEurepGAP、木材認証のFSCなどが、環境保護目的の国際的な取り決めや国内法制度を補完している。しかしこれらの民間標準が途上国にどのような影響を与えているのか、さらなる考察が必要であろう。

施行。化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する指令。

また、製品環境規制や木材貿易における認証、地球温暖化に関連するカーボンフットプリントの議論に共通するのは、持続可能性を担保するため、ライフサイクルにわたる取組が必要となってきたことである。従来、環境問題を生産の負の外部性にとらえてきた立場から、ライフサイクル・アプローチでは、製品デザインから原材料調達、生産、輸送、消費、そして廃棄にわたって環境問題に取り組む必要性が強調されてきている (Cameron [2007])。そして、各地、各分野で進むライフサイクルマネジメント (life cycle management: LCM) は、ある国の環境規制が貿易を通じて他国に影響を与えるため、とくに途上国に対する影響については慎重な考察が必要となる。

来年度は、研究会で共有された認識を整理し、各論の対象となった分野に共通する論点を横断的に検討し、最終成果において整理する予定である。以下では、WTO における環境と貿易の議論について紹介し、途上国の視点や途上国に対する特別待遇について考察する。

第1節 WTO における「貿易と環境」議論の展開

「貿易と環境」に係る国際制度は数多くある。例えば、貿易レジームに属するものとしては、多国間国際機関である WTO がある。貿易に関する国際ルールはこの WTO とその前身である関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade: GATT) を中心に形成されてきた。そして GATT の多角的交渉は「ラウンド」と称され、関税引き下げおよびその他の貿易障壁の除去を推進する際の中心的なメカニズムとして働いてきた。また二国間・地域間レベルでは、近年急速にその数が増えている RTA や東南アジア諸国連合、アジア太平洋経済協力といった地域機構が挙げられる。

一方、環境レジームに関しては、約 200 に上る MEAs をはじめ、国際機関である国連環境計画 (United Nations environment programme: UNEP) や 1972 年の国連人間環境会議 (United Nations Conference on the Human Environment、ストックホルム会議)、1992 年の地球サミット、2002 年の持続可能な開発に関する世界首脳会議 (World Summit on Sustainable Development: WSSD) といった一連の環境会議などが多国間制度として考えられる。また、各国の環境政策、環境規制も環境保護のための主要な手段である。

こうした国際・国内制度の活動領域はそれぞれ異なっているが、お互いに重複する部分も多い。このため、それらの相互関係が問題となる。とりわけ、MEAs であるバーゼル条約やワシントン条約などは、自国領域外の環境または地球規模の環境の保護を目的とする貿易制限措置や、当該 MEA の非締約国に対して環境政策の変更を促すために貿易制限措置をとることが認められている。こうした措置、さらには国内の環境規制と WTO ルールとの整合性をどのように確保するかが問題となる。そこで本節では、WTO を中心に国際

レベルで「貿易と環境」問題がどのように扱われてきたのかについて検討する。

1. 1970～80年代における「貿易と環境」問題

1947年にスタートして以降、GATTは関税その他の貿易障壁の撤廃・削減や国際通商における差別待遇の廃止に取り組んできた。さらに、自由貿易の障害となるような事項すべてについて規律を定めていく必要があると考え、1970年代以降のラウンドでは、関税引き下げ交渉に加え、非関税措置に関するルール作りにも重点が置かれるようになった¹⁰。このようにGATTは自由貿易を促進する国際機関であり、環境は中心的な議題ではなかった。GATTの条文自体にも「環境」に関する明文規定は含まれていない。しかし、国際社会における関心の高まりを受け、GATTでも環境に関する議論が始まった¹¹。まず、1972年に開かれたストックホルム会議に向けて「Industrial Pollution Control and International Trade」と題するレポートを作成した。その際の主要な関心事項は、国際貿易において環境保護政策はどのような意味合いを持つのかという点であった。これは当時の各国の貿易政策担当者が抱いていた不安—環境保護政策が貿易の障害になるのではないか、あるいは新たな保護主義（green protectionism）を作り出すのではないか—を反映していた¹²（参考文献：WTOホームページ）。

また1973年に始まった東京ラウンドでは、貿易の技術的障害に関する国際ルール作りの議論の中で環境への配慮が検討された。ラウンドの最後に採択されたGATTスタンダードコードでは、製品の生産性向上や安全性確保のために各国が独自に制定・運用している規格・基準および認証制度が貿易に対する技術的障害とならないよう、最恵国待遇、内国民待遇、そして透明性の確保を定めている。さらに、国内の規格・基準を制定、修正する際、関連する国際規格が存在する場合には、各国はそれを基礎として用いることとする一方で、この国際規格の尊重の例外となり得る正当な理由として、国家の安全保障や人の健康若しくは安全の保護などと並んで、環境の保全を挙げている¹³。

GATTが環境問題をGATT協定の中に取り込もうとする一方で、MEAsは国際的な環境問題を解決するための手段の一つとして貿易制限措置を利用し始めた。1975年に締結されたワシントン条約は、絶滅のおそれのある野生動植物を保護するためにこれら動植物の国際的取引の禁止あるいは制限措置を規定している。1978年のモントリオール議定

¹⁰ 例えば東京ラウンド（1973～79年）では、輸入ライセンス、ダンピング防止税、補助金と相殺関税、政府調達などに関する新しい貿易ルールを採択した。その後のウルグアイ・ラウンド（1986～94年）ではさらに交渉範囲が拡大し、サービス貿易の自由化、知的財産権、貿易関連投資措置などに関するルール策定に取り組んだ。

¹¹ 1971年 EMIT 設置。しかし休眠状態。

¹² 詳しくは WTO ホームページ、“Early years: emerging environment debate in GATT/WTO”を参照（http://www.wto.org/english/tratop_e/envir_e/hist1_e.htm、最終アクセス 2012年3月12日）。

¹³ このスタンダードコードは GATT 諸協定の中で、最初に環境について言及した協定である。

書¹⁴はオゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、それらの生産、消費そして貿易を規制した。1989年のバーゼル条約は有害廃棄物が途上国に不正に輸出されることを防止するために有害廃棄物の輸出に関して許可制、事前審査制を採用した。その他、残留性有機汚染物質（persistent organic pollutants: POPs）の減少を目的に、指定物質の製造・使用、輸出入を禁止あるいは制限している POPs 条約¹⁵、特定の有害化学物質の輸出入手続き（輸入国の事前の同意が必要）を定めたロッテルダム条約¹⁶なども貿易制限措置を備えている¹⁷。

GATT および MEAs で生じた 2 つの流れはそれぞれに同時並行的に進展するが、MEAs に貿易制限措置が導入され始めると、そうした措置が貿易にマイナスの影響を与え無いか懸念されるようになる。そして GATT の場では、それらの GATT ルール整合性が盛んに議論されるようになった。

一方で 1980 年代の注目すべき動きとしては、GATT における「貿易と環境」の議論に途上国が積極的に係わるようになったことである。この頃途上国は、環境保護規制、あるいは安全基準、衛生基準などにより先進国が国内での販売・流通を禁止している製品（Domestically Prohibited Goods: DPGs）が途上国に輸出され続けていることを懸念し、GATT として何らかの対応をとるよう強く主張し始めた¹⁸。こうした途上国の動きに答え、1982年に DPGs に関する議論が開始され、1989年にはこの問題を討議するためのワーキンググループ（Working Group on the Export of Domestically Prohibited Goods and Other hazardous Standards）が設置された。

2. 「貿易と環境」問題の先鋭化（1990 年代）

1991年に GATT の紛争解決手続きに持ち込まれたマグロ・イルカ事件¹⁹を契機に、貿

¹⁴ オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer）、1987年採択、1989年発効。

¹⁵ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants）、2001年採択、2004年発効。

¹⁶ 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約（Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade: PIC 議定書）、1998年採択、2004年発効。

¹⁷ WTO のレポートによると、2001年時点では、貿易関連措置に関する条項を有するのは 238 条約中 38 条約である（WTO [2001: 55]）。

¹⁸ 途上国にはこうした製品がもたらすリスクを評価する技術などが不足しており、また限られた情報の中でどのように対応すべきか判断できる国は少なかった。

¹⁹ アメリカは 1972 年に海洋哺乳類保護法を制定し、クジラ、イルカ、ラッコなどの海洋哺乳類を保護するための国内基準を定めている。メキシコはマグロを収穫する際にイルカを混獲しており、その収穫方法がアメリカが設定した保護基準を満たしていなかったため、アメリカはメキシコ産のキハダマグロの輸入を禁止した。メキシコはこの措置を GATT 違反として提訴した。

易と環境問題が急速に注目を集めるようになる。その論点は、国内の環境保護法などに基づく貿易規制措置が自由貿易を妨げる手段となっていないか、GATT/WTO のルールに違反していないかであった。マグロ・イルカ事件に関する GATT 紛争解決手段の裁定は、「アメリカの国内法は国境外のイルカを保護するために制定されているわけではなく、この法律を根拠にメキシコの漁獲方法を違法とするような「域外適用」は認められない」というものであった。

各国レベルで制定・運用される環境規制は環境保護に貢献する手段として活用されている。例えば、排ガス規制や農薬規制、化学物質規制、さらには廃棄物処理、リサイクル制度等などが挙げられる。そして EU の RoHS、REACH など、近年では先進国を中心に様々な環境規制が導入あるいは強化されるようになってきている。一方で、そうした環境規制は技術的な貿易障壁となりうるため、途上国の輸出拡大を阻害する可能性もあると懸念されている。製品環境規制は、導入国である国や地域の消費者の健康や環境を守る目的では有効な手段であると考えられる。しかし、自由化による貿易の拡大で、こうした先進国の環境政策が貿易相手国の企業にも課されるため、途上国企業の環境対策の推進にも寄与する一方で、規制を満たすことが困難な企業は輸出をあきらめる事例もでてきている。こうしたケースを踏まえ、自由貿易の推進と環境保護という二つの要素を調整しつつ途上国の持続可能な発展を実現するにはどのような制度構築が必要なのかといった考察が必要となってきている。

3. 「貿易と環境」問題における新たな論点

MEAs や国内法に基づく環境を事由とする貿易制限措置の WTO 協定整合性が議論される一方で、貿易と環境に関連するその他の 이슈も注意を引くようになる。

① ラベリング

エコラベルや森林認証のラベル、遺伝子組み換え食品に関するラベルといったいわゆる「ラベリング」が WTO の貿易の技術的障害に関する協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade: TBT 協定) に違反していないかどうか (Appleton [1997]、藤岡 [2001])、国家が環境保護のために採用する貿易制限措置が TBT 協定や衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS 協定)、その他の GATT ルールに基づいてなされているか (平 [1991])、などが考察されている。遵守が義務づけられる法的な規制に比べると、ラベリングの影響の度合いは低いと考えられるが、各種エコラベルや認証の利用も進んでいる。企業によっては、環境関連の認証の取得をサプライヤーに課していることもあり、このような自主的要件も途上国企業の競争力に影響を与えうる要因となってきている。

② 生産工程・生産方法

マグロ・イルカ事件に関する GATT 紛争解決手段の裁定は、環境保護の目的とする国内法の域外適用を否認したことに加え、「たとえ生産プロセスが環境破壊を引き起こすものであっても、その製品の特性に直接関連しない場合は、その生産プロセスを根拠とする輸入規制は認められない」という点も指摘した。一方、その後生じたエビ・カメ事件（インド、マレーシア、パキスタン、タイ・アメリカ）²⁰において、WTO 紛争解決手段の上級委員会は、ウミガメを保護するため行ったアメリカの輸入制限措置は GATT 第 20 条 g 項に該当し、例外として認められるとした²¹。こうした GATT/WTO における裁定をきっかけに、また、ライフサイクルアセスメントの強化を背景に、生産工程・生産方法（process and production methods: PPMs）に関する議論が盛んに行われるようになった。

4. 1995 年以降の WTO での取り組み

ウルグアイ・ラウンドでは、環境は直接の交渉対象ではなかったが、1992 年の地球サミット開催などを受けて、環境についてもさまざまな議論が行われた。その結果、GATT を引き継ぐ形で創設された WTO は、条文の規定上も、組織面においても、GATT 時代より環境問題を意識したものとなっている。例えば、WTO の前文ではその目的として、生活水準の向上、完全雇用の確保といった GATT の前文にも示されているものに加え、環境の保護・保全と持続可能な開発が新たに加えられた。また組織面では、WTO 設立協定と同時に決議された「貿易と環境に関する閣僚宣言」に基づき、1995 年、WTO の中に貿易と環境委員会（Committee on Trade and Environment: CTE）が設立された。CTE の目的は貿易政策と環境政策を相互支持的にすることであり、その課せられた課題は、①持続可能な開発を促進するために貿易措置と環境措置の相互関係について明らかにすること、②多角的貿易体制に関する規定を修正する必要がある場合は、どのような修正が必要か適切に提案すること、であった。こうした付託事項に基づき、CTE は 10 の作業計画²²で議論を進めている。

このように、WTO においても貿易と環境の問題は主要なイシューとなってきている。しかし、WTO メンバーは WTO を「環境保護を目的とする機関 (an environmental protection

²⁰ 1989 年のウミガメ保護法により、エビを収穫する際には海洋性のカメ（ワシントン条約の保護対象）を混獲しない特殊な網を利用しなければならないとし、この要件を満たさずに収穫されたエビの輸入を禁止した。インド、パキスタン、マレーシア、タイはこのアメリカの措置を貿易障壁として WTO に提訴した。

²¹ しかしながら、最終的には、アメリカの措置は GATT 第 20 条の柱書の要件を満たしていないため、GATT 整合性を否定されている。

²² 具体的には以下の通り。①MEAs と WTO ルール、②環境政策、③課税、技術に関する規制、ラベリング、④透明性、⑤紛争解決と MEAs、⑥マーケットアクセス、⑦国内で禁止されている製品（domestically prohibited goods: DBGs）、⑧知的財産権、⑨サービス、⑩NGO との調整。

agency) ではない」と捉え、さらに「そうした機関と将来的に統合することを切望しているものでもない」と位置づけている。このため、WTO が関わる「貿易と環境」問題は、貿易政策そのもの及び貿易に多大な影響を及ぼす環境政策の貿易側面に限定される (WTO [2004: 6])。そして、「貿易と環境」に対する WTO の立場は、環境保護という目的に合致している貿易措置と、偽装された貿易制限や不公正な、恣意的な、あるいは差別的な形で実施される貿易措置とは峻別されるべきである、というものであり、環境を事由とする貿易制限措置は、一定の条件の下でのみ容認しようとしている。また、各国の環境規制に対しては「WTO の基本原則 (最恵国待遇や内国民待遇) と整合的であれば、WTO は環境保護のための国内規制を排除するものでない」という立場を明確に示している。

5. ドーハ開発アジェンダ

2001 年の WTO 閣僚会議 (於、ドーハ) で開始が決まった DDA では、議題の一つに「貿易と環境」が取り上げられ、交渉が続いている。この DDA における「貿易と環境」交渉では、WTO ルールと MEAs における貿易上の義務との関係性 (どのような場合にどちらのルールが適用されるのか) について議論されているが、未だに明確な回答は得られていない。

ドーハ閣僚宣言の中で主に環境について言及しているパラグラフは、2ヶ所ある²³。一つ目は総論部分に位置するパラグラフ 6 で、多角的貿易体制と環境保護は相互支持的であることを再確認し、いかなる国・地域も WTO の基本原則を維持する形であれば、環境保護措置を実施することを妨げられない、さらに、WTO と国連環境計画 (UNEP) および他の政府間環境機関との協力を歓迎し、さらに促進することを謳っている²⁴。二つ目は個別分野として環境を扱っているパラグラフ 31~33 である。これらの中では、主要な交渉議題として MEAs と WTO ルールの関係、環境関連の物品・サービスに対する関税・非関税障壁の撤廃を挙げられている。

(パラ 31) 貿易と環境の相互支持性を高める観点から次の交渉に合意 (漁業補助金は第 28 項における交渉の一部となることに留意)

²³ ドーハ閣僚宣言は、これらのパラグラフ以外でも、貿易と環境のリンケージについて言及している。例えば、農業 (交渉が考慮すべき非貿易的関心事項として、環境保護は必要)、知的財産権 (TRIPS カウンシルに対して、TRIPS 協定と CBD の関係、伝統的知やフォークロアの保護について検討するよう指示)、漁業 (漁業セクターが途上国にとって重要であることを考慮に入れつつ、漁業補助金に関する WTO のディシプリンを明確にし進展させるようメンバーに要求) などである。

²⁴ 外務省ホームページ「ドーハ閣僚宣言骨子」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/wto_4/koshi.html、最終アクセス 2012 年 3 月 12 日)。

- (i) WTO ルールと多数国間環境協定 (MEAs) の特定の貿易義務との関係。交渉対象はそのような WTO ルールと当該 MEA の当事国間での適用可能性に限定される。
 - (ii) 多数国間環境条約 (MEA) 事務局と関連する WTO の委員会との通常の情報交換に関する手続き及びオブザーバーの地位の承認基準。
 - (iii) 環境物品及びサービスに対する関税及び非関税障壁の削減または、適切な場合の撤廃
- (パラ 32) 貿易と環境に関する委員会 (CTE) は、これまでの作業を継続する中で、特に次の作業に注意を払う
- (i) 環境措置が市場アクセスに及ぼす影響や、貿易制限措置の撤廃・削減が貿易、環境及び開発に資する状況
 - (ii) TRIPs 協定関連条項
 - (iii) ラベリング
- (パラ 33) 貿易と環境に関連する途上国に対する技術支援及びキャパシティ・ビルディングの重要性を認識。加盟国間の環境レビューに関する知見の共有を促す。第 5 回閣僚会議までに報告。

パラグラフ 31~33 については、貿易と環境に関する委員会特別会合 (Committee on Trade and Environment in Special Session: CTESS) において交渉が行われることになった。このため DDA 以降、WTO における貿易と環境に関する協議は、CTE で上記 10 アイテムに関して行われる通常の協議と CTESS で行われる MEAs との関係や環境製品・環境サービスに関する交渉に大別される。

環境レジームもこうした DDA での議論に積極的に働きかけを行っている。例えば、2002 年に開催された WSSD では、WTO に対して持続的発展という目的を通商交渉に組み込む一層の努力を要請し、漁業・エネルギー補助金の撤廃や環境破壊的な動きに対する一方的措置の域外適用の使用抑制を強調している。

最近の CTESS では、環境物品・サービスの関税削減について、とりわけ、環境物品をどのように特定するのか、関税削減又は撤廃をどのように実現するのか、について議論されている。環境物品の特定方法に関しては、環境物品について各国で共通リストを作成し、これに従って関税削減・撤廃を行うリスト・アプローチ (主に先進国が支持²⁵)、各国レベルで企画した環境関連プロジェクトで使用される物品をそのプロジェクトの期間中のみ関税削減・撤廃の対象とするプロジェクト・アプローチ (インド提案)、さらに

²⁵ 支持している国は「環境物品フレンズ」と呼ばれるグループ (カナダ、EU、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、台湾、スイス、アメリカで構成) とフィリピン、サウジアラビアなど。

両者を組み合わせた統合アプローチ（アルゼンチン提案）などさまざまな提案があり、いまだ合意には至っていない²⁶（日野 [2008]）。

第2節 先進国の視点と途上国の視点

前節でみたように、途上国は少なくとも 1980 年代から GATT における貿易と環境協議に参加してきた。しかし当時の途上国の主な関心は DPGs であり、「貿易と環境」問題を開発の視点で捉えようとしたものではなかった。貿易と環境問題に開発の視点が加わるようになるのは 1990 年代末頃からである。例えば、1998 年に刊行された UNCTAD の最貧国レポートは「貿易と環境と最貧国」がトピックスとして扱われている。その中には「貿易ルールは不公正な基準を途上国に課すことに使われてはならないし、途上国の輸出に対して差別的になるように使われてならない」と指摘している（UNCTAD [1998: 140]）。また、アカデミックスの世界でも「貿易と環境」問題を検討する際には、途上国の開発にも配慮すべきといった論調が出始めた。例えば Sampson [2000]は貿易と環境の両レジームの衝突とその法的調整、あるいは WTO で具体的な紛争となった事例の司法的解決の様相などを考察する際に、途上国の持続的発展を考慮している。さらに 2001 年に DDA がスタートしたことを契機に「貿易と環境」問題における開発の視点がより一層重視されるようになった。ドーハ閣僚宣言の前文では、途上国のニーズ及び関心を交渉課題の中心に位置付け、多角的貿易体制と環境保護、持続可能な開発の促進が相互支持的であることを再確認している。このため、DDA では貿易、環境、開発が win-win-win の関係になるような制度の構築を目指しているのである。

しかし「貿易と環境」問題に対するアプローチや関心事項は、先進国と途上国とは異なっている²⁷。例えば CTE における協議では、途上国は従来から議論されている DPGs に加え、①環境要求事項が途上国の国際市場—とりわけ先進国市場へのアクセスを阻害していないか（非関税貿易障壁となっていないか）、もしそうならどのように解決されるのか、②環境規制をクリアーするためにどの程度のコストがかかるのか、③環境物品・サービスにおける更なる自由化が自国に与える利益の可能性などに高い関心を持っている（Cameron [2007]）。途上国は、自国の優先事項は自国の発展度合いを勘案しながら

²⁶ 外務省経済局国際貿易課、WTO ドーハ・ラウンド交渉メールマガジン、2008 年第 9 号（6 月 27 日）、2010 年第 5 号（10 月 13 日）。

²⁷ ただし DDA 以降は、先進国、途上国という単純な二分化ではなく、個別の利害に基づいて先進国—途上国協調が形成される場面も出てきている。例えば GMO の越境的移動に規制をかける動きに対して反対の立場（アメリカ、カナダ、オーストラリア、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ）と GMO に対する予防原則の適用を主張する立場（EU、アフリカの一部の国）など、先進国と途上国の関係は複雑化してきている。

ら自分自身で決めるべきという立場に立っており、他国の一連の国内環境規制に従う必要はないと主張する。一方の先進国、例えば EU は、貿易に関する国際レベルでの協議に環境問題を含めるよう積極的に動いている。アメリカは貿易政策と環境規制のバランスを取るために、PPM ベースの貿易措置や漁業補助金に関するルールの改革、RTA への環境条項の挿入などを主張している (Cameron [2007: 11-13])。

第3節 途上国への特別待遇

多くの MEAs は、先進国であるか途上国であるかに拘わらず、できるだけ多くの国が当該 MEA 体制に参加するよう呼びかけている。しかし、それぞれの MEA に参加した全ての国が平等に同じ責任を負うわけではない。環境保護のための必要な全ての国家に共通する責任を負うと同時に、環境破壊を低減するための貢献はそれぞれの国家で異なるものと考え、先進国と途上国を区別して扱う。この考え方は「共通だが差異ある責任 (common but differentiated responsibility: CBDR)」原則と呼ばれている。

この CBDR に非常によく似た考え方が WTO にも存在する。それが「特別かつ異なる待遇 (special and differential treatment: S&D)」である。WTO 法体制の下で、S&D は途上国に優遇措置を供与することによって WTO 体制への統合を促進する役割を担っている (箭内[2007])。これらの概念は一見似ているが、決して同じではない。貿易と環境の相互作用が増えるに従い、CBDR や S&D の適用についても複雑化する可能性がある。そこで、本節では CBDR と S&D それぞれの特徴や相違点について検討する。

1. 環境レジームにおける CBRD 原則

CBDR 原則は2つの概念を含んでいる。一つは環境保護を実現していく上で全ての国家に共通する責任であり、もう一つは環境破壊を低減するための異なる貢献である。共通の責任については「人類の共同遺産」の概念に由来する (Harris [1999])。さらに近年になり「共通の関心事 (common concern)」という概念が登場し、様々な条約の中で言及されている。例えば UNFCCC はその前文で「地球の気候の変動及びその悪影響が人類の共通の関心事であることを確認」しており、生物多様性条約でもその前文で「生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であることを確認」している。国家の責任の範囲については確定的ではないが、こうした「人類に共通の関心事」という考え方を基礎に、それぞれの MEAs では全ての国家に共通する一定の法的責任を規定している。

CBRD の2つの要素のうち異なる義務については、ある国家が環境破壊にどの位影響を与えてきたかという歴史的見地や、将来的な環境破壊を阻止・削減するためのキャパ

シティがどの程度あるか、などに基づいてその程度が測られる。過去の経緯を踏まえると途上国よりも先進国の方が環境問題の原因を多く作り出していること、そして、資金的にも技術的にも環境対策を行うための能力が先進国のほうが高いと考えられること、などから、CBDR に基づく義務は、基本的に途上国に対して先進国より低いものとなる。

こうした差異ある責任については、多くの法的文書の中で「途上国の必要に留意」することや「途上国の経済的能力を考慮に入れる」といった文言によって盛り込まれている (Stone [2004: 276, 279])。例えば、1972 年のロンドン条約²⁸は「締約国は、単独で自国の科学的、技術的及び経済的能力に従って、および共同して海洋汚染を防止するための効果的な措置をとる」(第 2 条)と定めている。また、モントリオール議定書は「途上国の特別な事情」(第 5 条)の中で、途上国は、①規制措置の実施の時期を 10 年遅らせることができる、②義務履行のための能力を増大するために、資金協力や技術移転の効果的な実施を受けることができる、としている。

途上国に対して差異ある責任を認めることは、国際的な環境問題に対処するためのひとつの手段である (Cullet [2003])。国際法における国家平等の原則は、すべての国家は同じ能力を有しているという仮定に依拠している。この仮定は、発展段階の相違といった実際の不平等を考慮に入れていない。しかし、CBDR 原則に基づくことによって、特定の国際条約体制の下で先進国と途上国間での実質的平等を確保することができる。

2. GATT/WTO における S&D 待遇

GATT/WTO では形式的な国家平等が重視され、途上国であるか先進国であるかに拘らず全ての加盟国が条約上の義務として一様に GATT を遵守しなければならなかった。GATT は未発効に終わった国際貿易機関 (International Trade Organization: ITO) 憲章の一部分を抽出して協定としてまとめたものであるが、その ITO 憲章には途上国に関する例外規定がいくつか盛り込まれていた。しかし GATT には途上国に対する優遇措置は殆ど無く²⁹、GATT の原署名国 23 カ国のうち途上国は約半数を占めていたが、先進国と同じ条件で自由貿易体制の構築に向けて貢献することが求められた。しかし、発展段階の異なる国家を一律に扱い、GATT ルールを全加盟国に同様に適用するのは現実問題として難しい。貿易を通じて途上国の経済開発を促進するという観点から、途上国に対しては先進国とは異なる特別な考慮を払う必要性が強調された。途上国は、ITO 憲章の交渉過程で彼らが獲得した優遇措置、とりわけ ITO 憲章第 15 条で認められていた途上国向けの

²⁸ 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 (Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and Other Matter)、1972 年採択、1975 年発効。

²⁹ ITO 憲章に盛り込まれていた途上国に関する例外規定は、GATT には殆ど盛り込まれなかった。唯一、ITO 憲章第 13 条の幼稚産業保護のための例外規定が GATT 第 18 条として採用されたに過ぎない (Hudec [1987: 7-18])。

新たな特恵の供与を GATT に組み込むことを主張し始める。

こうした途上国からの強い要望を受け入れ、1965 年、GATT は第四部「貿易と開発」の追加という形で S&D を導入した³⁰。S&D 導入当初の基本概念は、「相互主義を原則とする多角的貿易交渉（ラウンド）において、途上国は先進国から相互主義を求められない」というものであり、先進国がラウンドにおいて一定の自由化に合意しても途上国はそれに対応するだけの自由化を実施せずに先進国の自由化措置を享受することができた。S&D はこのように相互主義に対する例外であると同時に、GATT のもう一つの原則である無差別主義に対する例外を正当化する根拠でもある。一般特恵関税制度（Generalized System of Preferences: GSP）は途上国の輸出増大を図るために先進国が途上国産品に対し一般の関税率よりも低い特恵税率を適用する制度のことである。途上国に対する S&D の代表的な制度として位置づけられており、多くの先進国が実施している。しかし、GSP は途上国と先進国とを差別するという意味において、無差別主義と本質的に衝突する。GSP の無差別原則に対する整合性を確保するために、S&D に「無差別原則に拘わらず、途上国をより有利な条件で遇することができる」という概念が付加された。

GATT/WTO 諸協定の中で S&D を含んでいる規定は 150 近くに上る。これらは「S&D 条項」と呼ばれ、途上国はこれらの条項を元に具体的な S&D を享受している。なかでも GATT 協定第 18 条、第四部（第 36～38 条）、そして授權条項として知られている 1979 年の締約国団決定は、さまざまな S&D 条項の基礎ともなる主要な規定である。WTO はこれら S&D 条項をその内容によっていくつかのカテゴリーに分類している。すなわち、①途上国の貿易機会を増やすための条項、②WTO メンバーに対して途上国の利益を保護するよう求める条項、③途上国が経済政策あるいは商業政策手段を利用する際の柔軟性を認める条項、④協定実施のための移行期間を通常よりも長く認める条項、⑤途上国が WTO 協定の義務を果たしたり、紛争解決手続きを遂行したりするために必要な人的・物理的基盤を整備するのを支援する条項、⑥後発開発途上国 (least-developed country: LDC) に関する条項である (WTO [2000])。

GATT の扱う領域が増えるに従い、様々な場面で途上国に対する S&D が実施されるようになった。初めは特恵関税など市場アクセスに関する優遇措置の供与が中心的役割であったが、その機能は次第に拡大し、WTO の下では、WTO 協定を漸次的に途上国に適用させていくことが主要な課題となってきている。現在進められている DDA の場においても、途上国は S&D に基づき WTO ルールを受容することによって生じる義務を減免するよう要求している。このように S&D は WTO 加盟国として一律に派生するルール受容

³⁰ Tovias [1988: 501, 513]は S&D が GATT に導入された理由を「S&D は正しい方向へのステップ、すなわち、形式的な無差別 (formal non-discrimination) から実態に即した差別 (substantive-discrimination) へと徐々に移行していくための第一歩と捉えられたからである」と説明している。

の義務と、途上国はそうしたルールを実際には実施できないという現実とのギャップを調整する機能を担うようになった。

3. CBDR と S&D の相違

CBDR も S&D ももともと明確な法的根拠の上に発展してきた概念ではない。CBDR の考え方が認識されたのは 1992 年の地球サミットであったし、S&D も既に確立した概念を WTO に導入したわけではない。いずれも実質的平等を国際環境法あるいは国際経済法の分野で主張され概念として形成されていく中で、徐々に規範性が付与されていった。しかし、現在、CBDR も S&D も関連する条文の解釈や新たに国際制度を策定する際には指針とすべき原則として機能している。

また、CBDR も S&D も、それぞれが関係する国際条約の枠組みの中で、本来、相互主義的であるべき加盟国間の権利儀・義務関係を非相互的、非対称的なものにしていく。CBDR に基づいて、バーゼル条約や?? ?において先進国と途上国が負う義務は異なっている。WTO の枠組みでも、WTO 協定上の義務を履行するにあたり、S&D に基づいて、途上国には先進国よりも長い猶予期間が与えられている。

このように両者は非常によく似た考え方や機能を有しているが、途上国の中でどのような差異を認めるかという点においては、異なる対応を示している。CBDR はそれぞれの国がそれぞれの社会的、経済的状況や技術的キャパシティに基づいて環境問題に対処することを認めており、理論的には、すべての国の環境保護に向けた義務はそれぞれに異なる場合もありうる。このため、「途上国」として一括して扱われるのではなく、途上国の中であっても経済発展の度合いなどによってグループ分けされ、異なる義務を負うことが可能となる。一方の S&D は、一部の途上国にだけ優遇措置を供与することは認められていない。ただし、唯一の例外として、途上国のなかでもとりわけ開発の進んでいない後発開発途上国 (Least Developed Countries: LDC) に対して他の途上国よりも特別かつ一層有利な待遇を供与することは是認されている (箭内[2007: 63])。実際、DDA では、LDC からの農産品輸入に対し関税も数量制限も課さない無税・無枠措置の供与を始め、LDC によるウェーバー申請に対しては積極的に検討する、LDC の協定履行に一定の猶予期間を認める、などについて合意が成立している。

貿易と環境の相互作用が深まり、貿易レジームと環境レジームの活動領域がオーバーラップする場面が増えるに従い、CBDR と S&D のこうした途上国の扱いに対する相違は、それぞれの国の権利・義務関係を複雑化する要因となりかねない。

<参考文献>

〔日本語文献〕

- 平覚 [1991]「環境価値と貿易価値の調整 — ppm に基づく貿易関連措置の GATT/WTO 法上の取り扱いについて」(松本博之ほか編『環境保護と法』信山社出版)。
- 日野道啓 [2008] 「市場的手段の効果と環境物品交渉に関する一考察」日本国際経済学会第 68 回全国大会 (2009 年 10 月 17・18 日) 提出論文。
- 藤岡典夫 [2001] 「エコラベルと WTO 協定」農林水産政策研究 第 1 号。
- 宮川公平 [2002] 「GATT/WTO と環境保護に基づく貿易措置: PPM(生産工程方法)に基づく貿易措置の GATT 適合性を中心に」国際開発研究フォーラム(名古屋大学)、21 号、pp. 167-188。
- 箭内彰子 [2007] 「『特別かつ異なる待遇』の機能とその変化—WTO 協定における開発途上国優遇制度」(今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上国—グローバル化する経済法制改革』、アジア経済研究所、pp. 53-81)。

〔英語文献〕

- Antweiler, Werner, Brian R. Copeland and M. Scott Taylor [2001] “Is Free Trade Good for the Environment,” *American Economic Review*, Vol.91, No.4, pp. 877-908
- Appleton, Arthur [1997] *Environmental Labelling Programmes: International Trade Law Implications*, Kluwer Law International, London.
- Cameron, Hugo [2007] “The Evolution of Environment and Trade Debate at the WTO,” in Adil Najam, Mark Halle and Recardo Melendez-Ortiz ed. [2007] *Trade and Environment: Resource Book*, IISD.
- Cullet, Philippe [2003] *Differential Treatment in International Environmental Law*, Burlington: Ashgate Publishing.
- Grossman, Gene M. and Alan B. Krueger [1994] “Environmental Impacts of a North American Free Trade Agreement,” in P. Garber (ed.), *The Mexico-U.S. Free Trade Agreement*, MIT Press, Cambridge, Massachusetts.
- Nordstroem, Hakan and Scott Vaughan [1999] “Trade and Environment,” *Special Studies 4*, WTO.
- Harris, Paul G. [1999] “Common but Differentiated Responsibility: The Kyoto Protocol and United States Policy,” *New York University Environmental Law Journal*, Vol. 7, No. 1, pp. 27-48.
- Hudec, Robert E. (1987) *Developing Countries in the GATT Legal System*, Aldershot: Gower Publishing Company.

- IISD and UNEP [2005] *Environment and Trade: A Handbook*
http://www.iisd.org/pdf/2005/envirotrade_handbook_2005.pdf
- Sampson, Gary P. [2000] *Trade, Environment and the WTO: The Post-Seattle Agenda*, Overseas Development Council.
- Stone, Christopher D. [2004] “Common but Differentiated Responsibilities in International Law,” *The American Journal of International Law*, Vol.98, No.2, pp.276-301.
- Tovias, Alfred [1988] “Trade Discrimination in the Thirties and Eighties,” *The World Economy*, Vol. 11, Issue 4, pp. 501–514.
- UNCTAD [1998] *The Least Developed Countries 1998 Report*, No. E.98.II.D.11, Geneva: UNCTAD.
- [2003] *Trade and Environment Review*, No. UNCTAD/DITC/TED/2003/4, Geneva: UNCTAD.
- WTO [2000] “Implementation of Special and Differential Treatment Provisions in WTO Agreements and Decisions,” Committee on Trade and Development, WT/COMTD/W/77.
- [2001] “Matrix On Trade Measures Pursuant To Selected MEAs,” Committee on Trade and Environment, WT/CTE/W/160/Rev.1, June 14.